

設 計 書

1 委託件名 令和5年度創造的イルミネーション事業経済波及効果等
調査業務委託

2 履行期間 期間 契約締結日から令和6年3月15日まで
又は期限 期限 令和 年 月 日まで

3 契約区分 確定契約 概算契約

4 その他特約事項 なし

5 現場説明 不要
 要 (月 日 時 場所)

6 委託概要 (1) 計画策定
(2) 経済波及効果等測定調査

委託内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
(1) 計画策定	式	1.0			
(2) 経済波及効果等測定調査	式	1.0			
小計					
消費税及び地方消費税相当額	式	1.0			業務価格×10%
委託費計					

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

仕様書

1 業務名称

令和5年度創造的イルミネーション事業経済波及効果等調査業務委託

2 履行期限

令和6年3月15日（金）

3 業務目的

創造的イルミネーションイベント（以下、「本イベント」という。）の賑わい創出効果を測定するとともに、本イベント開催に係る事業評価及び次回以降の参考とするため、経済波及効果等の測定調査・分析を実施する。

4 業務の内容

(1) 計画策定

本委託業務の全体計画をクリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と協議の上策定し、調査前に提示すること。

(2) 経済波及効果等測定調査

ア 調査票作成

- ・ 実行委員会と協議の上、調査項目を決定すること。
- ・ 調査票には実行委員会が実施する来場者アンケートの項目（イベント満足度、継続の有無など）を加えること。設問数は来場者アンケートも含めて20問程度を想定しており、1問はイベントに関する自由意見とする予定である。
- ・ 調査は調査員による聞き取り形式とし、調査員が各自タブレットを手に持ち、来場者の回答内容を代行して入力する方法で実施すること。このため、調査員がタブレットで回答内容を入力できるよう、調査票を作成すること。

イ 実地調査

(ア) 調査地点

新港中央広場及び横浜港大さん橋国際客船ターミナル（屋上デッキ・屋上広場及び館内）の2か所

(イ) 調査期間

令和5年11月27日（月）～令和6年1月4日（木）（17時～21時05分）のうち4日間

- ・ 本イベント開催期間中の平日2日間、土日祝2日間の計4日間。
ただし、同一週ではなく、前半（目安：12月15日（金）まで）、後半（目安：12月16日（土）以降）で1日ずつとすること。
- ・ 具体的な日程は実行委員会と協議の上、決定する。

(ウ) 調査数

500票

- ・ 新港中央広場は350票、横浜港大さん橋国際客船ターミナルは150票を目安とする。
- ・ 具体的な回収目標数等は実行委員会と協議の上、決定する。

(エ) 調査方法

聞き取り調査

- ・アンケート調査の項目には、イベントの特別演出（17時30分から30分毎に各5分間、横浜の港の色々な場所をカラーライトアップやサーチライト等、光で一体的に演出する取組）についての設問が含まれているため、調査数の概ね半数程度は特別演出を鑑賞した人を対象とすること。

※特別演出の時間帯(17:30、18:00、18:30、19:00、19:30、20:00、20:30、21:00 から各5分間)

- ・調査協力者に対する謝礼として、事務局が支給するノベルティを渡すこと。
- ・調査員は腕章等（受託者が用意すること。）により調査実施中であることを明示すること。

ウ 測定及び分析

(ア) 来場者アンケート入力及び集計

(イ) 経済波及効果の推計

a 来場者消費支出による経済波及効果の推計

- ・来場者数等は、実行委員会が受託者へ提供する。

b 主催者調達による経済波及効果の推計

- ・開催準備及び開催活動に伴う事業費及びその用途は、実行委員会が受託者に提供する。

(ウ) 経済波及効果の分析、昨年度との比較

- ・上記推計を基に、分析・検証、昨年度との比較を行うこと。

※昨年度の詳細な報告書は受託事業者に参考資料として提供する。

(エ) 調査結果報告書作成

- ・報告書を作成するほか、A4版1枚程度の概要版を作成すること。

6 成果品等

(1) 成果品

ア 経済波及効果等測定調査で実施したアンケート集計データ

イ 調査結果報告書（概要版） 5部(A4版、テキスト形式)

ウ 調査結果報告書（詳細版） 5部(A4版、テキスト形式)

エ 本業務委託により作成した関連資料 1部

オ 成果品電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1枚

※データはPDFに変換したものとエクセル、ワード、PPT等書き換え可能な元データの両方を提出するものとする。

(2) 納入期限

ア・イ : 令和6年1月26日（金）

ウ・エ・オ : 令和6年3月15日（金）

(3) 納入場所

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会事務局

（住所：横浜市中区住吉町5-65-2 アソルティ横濱馬車道401（株）スウィッシュ・ジャパン内）

(4) 著作権等

成果品の著作権及び所有権は委託者に帰属するものとし、委託者の承諾なしに公表、貸与又は使用できないものとする。

7 条件等

業務の実施にあたっては、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 業務の実施に際しては、実行委員会事務局の担当者からの指示に基づき十分に協議を行うこと。
- (2) 業務の検討内容及び進行状況等について、実行委員会が公表している又は実行委員会担当者が認めた情報以外の情報を外部に漏らしてはならない。
- (3) 本委託に基づく成果は実行委員会に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は、第三者に帰属してはならない。
- (4) 実行委員会は、本委託に基づく成果を他の調査の基礎資料として活用することができるものとする。
- (5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、実行委員会と事前に協議し、その指示に従うこと。